交野市まちづくり市民提案型事業審査基準

(審査基準)

第1条 交野市まちづくり市民提案型事業選考会議設置要領(以下「要領」という。)第5 条に規定する審査基準は、次の表の審査項目によるものとする。 (50点満点)

審査項目	和占	金占人	重点B
評価の視点	配点	重点A	里从 D
①的確性	5	× 2	× 2
地域課題として市民ニーズを的確に捉えているか			
②効果及び成果	5	× 2	× 2
地域の課題解決の効果や成果が期待できるか			
③具体性	5	_	_
事業内容及び実施方法は具体的に考えられているか			
④公益性	- 5	_	_
特定の者だけでなく、地域社会に広く利益が還元されるか			
⑤新規性	- 5	× 2	×1.5
これまでにない発想であり、かつ地域の特徴的な取組と成りえるか			
⑥継続性	- 5	_	_
安定的かつ実現可能な組織体制となっているか			
⑦妥当性	- 5	_	_
事業に見合った予算規模となっているか			

2 前項の基準のうち、提案事業が過去に採択されたものでない場合は重点 A を採用し、 過去に採択されたことがあるものの場合は重点 B を採用する。

(採点方法)

第2条 採点方法は、提案事業ごとに各委員が次の表の区分により採点する。

> -	K = E : - B & ;
区分	評価点
非常に高い	5
高い	4
普通	3
低い	2
非常に低い	1

(選定)

- 第3条 前条の規定により、委員が採点した結果を基に提案事業ごとに平均点を算出したのち、予算の範囲内で高い順により選定するものとする。
- 2 前項の規定により評価点が同点の場合は、次の各号に定められた項目について、点数の高い提案事業を選定するものとする。
 - (1) 第1条の審査項目の①
 - (2) 前号の規定により評価点が同点の場合は、第2条の審査項目の②の点数の高い提

案事業を選定するものとする。

- (3) 前号の規定により評価点が同点の場合は、第2条の審査項目の⑤の点数の高い提案事業を選定するものとする。
- (4) 前号の規定により評価点が同点の場合は、提案事業の申請金額に応じて、予算額 を按分する。
- 3 平均点が 6割 (30点未満) に満たない場合は、不採択とする。 (その他)
- 第4条 事業を提案する者は、選考会議においてプレゼンテーションを行わなければならない。
- 2 選考会議は、提案事業の内容について、市担当部局に意見を求めることができる。

附則

- この基準は、平成25年4月1日より運用する。
- この基準は、平成26年4月1日より運用する。
- この基準は、平成29年4月1日より運用する。
- この基準は、令和2年4月1日より運用する。